

理容所 開設チェックリスト

	基準	チェック欄
施設	作業場と待合場に区分し、それぞれの使用に適した広さ及び構造にする。	
	作業場＋待合場の床面積* ¹ は、13.2㎡以上にする。	
	作業場の床面積は、理容用椅子が1台の場合は9.9㎡以上にする。* ²	
	(例) 理容用椅子が1台 9.9㎡以上	＋待合場
	(例) 理容用椅子が2台 13.2㎡以上	
	(例) 理容用椅子が3台 16.5㎡以上	
	(例) 理容用椅子が4台 19.8㎡以上	
	(例) 理容用椅子がn台 3.3(n+2)㎡以上	
	天井の高さは十分ある。(最も低い部分で、2.1m以上)	
	消毒設備を設ける。	
	手洗い設備(流水式)を設け、石けんを備える。	
	洗髪設備(流水式)を設ける。	
	採光及び照明を十分にする。(作業面の照度が100ルクス以上)	
設備	換気を十分にする。(空気1ℓ中の炭酸ガスの量が5cm ³ 以下)	
	床及び腰板にはコンクリート、タイル等不浸透性材料を使用する。	
	ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備える。	
	布片及び器具をそれぞれ消毒済みと未消毒のものに区別して入れる容器等を備える。	

〔*1〕①下足を脱ぐ玄関部分及びトイレは含まない。

②内法面積から求める。(壁や柱の中心部からとる芯心法によらず、壁内側からとる寸法)

〔*2〕①理容用椅子とは、セット(整髪)椅子のことをいう。

②作業場は、設置する理容用椅子1台を増すごとに3.3㎡以上の床面積を増すこと。

★1坪≒2畳≒3.3㎡ ★1帖≒1.65㎡

参考：美容師法

：理容師法施行規則

：理容師法施行令

：富山市理容師法施行条例

：富山市理容師法施行細則

開設の届出は、営業開始日の10日前までに提出してください。